

事例から学ぶ

# 相談員のためのトラブル対策

NEWS

## 職員の新型コロナウイルス感染が判明したときの対応

### ■ 職員の感染が先に判明すると家族が混乱する

既にいくつかの施設では利用者に新型コロナウイルス感染者が現れていますので、施設で感染者が出た時の対応を想定をしておかなければなりません。想定は大きく2つのケースに分かれます。いきなり利用者の感染が判明する場合と、職員の感染が判明した後に利用者の感染が判明するケースです。前者の場合はすぐに保健所の指示に従って対応すれば良いのですが、職員の感染が先に判明した場合は施設の対応が問われます。

直後に利用者の感染が判明すれば、職員が利用者に感染させたと考えられ、家族から責任追及される可能性もあります。そして、懸念されるのは家族の混乱です。家族が職員の感染を知り、施設に来て、入居者の検査実施を迫るかもしれません。いきなり訪問してくるということは、家族の感染につながる恐れも出てきます。混乱が生じないようにあらかじめ適切な対応手順を決めて、家族に通知しておく必要があります。

## 職員が利用者に感染させて集団感染が拡大？

### ■ 職員が発熱で休みたいと言ってきた

ある日職員が「熱が出たので勤務を休みたい」と言ってきたとします。職員は自らすすんでは、新型コロナウイルスの感染検査を受けようとはしないかもしれません。しかし、その職員が感染した場合、そのまま何もしなければ多くの利用者を感染させるかもしれません。利用者である高齢者が感染し、重度化すれば、家族は施設の対応を問題にしましょう。では、職員の発熱の申し出にどう対応したら良いのでしょうか？



まず、職員には、かかりつけ医に相談して保健所への検査を要請してもらいます。「介護施設の職員なので、多く利用者に感染させて重症者が出るかもしれないので、優先して検査を実施して欲しい」と医師を通じて保健所に要請します。保健所が「検査の必要はない」と判断すれば仕方ありませんが、検査して早期に感染が判明して利用者への対応ができれば、「重症化して死亡者が出る」という最悪の事態を防ぐことができます。

### ■ 職員の感染が判明した時の対応は？

職員が検査を受けて新型コロナウイルスの感染が判明した時の対応は次の通りです。

- ①感染した職員と接触のあった利用者に検温を実施し、発熱している利用者の検査を優先して保健所に要請します。次に検温で発熱が確認されなかった利用者の検査も保健所に要請します。
- ②感染が判明した職員以外の職員に検温を実施し、発熱があればその職員の検査及び職員と接触のある利用者の検査を保健所に要請します。
- ③他の職員や利用者への感染が判明すれば直ちに入院し治療を開始します。感染者が判明した場合の対応については、全て保健所の指示に従って行います。

### ■ 家族にはどのように通知しておけば良いか？

職員の感染が判明したら、全ての利用者の家族に連絡を入れなくてはなりません。家族の中には利用者を心配して、すぐに来所してしまう家族もいるかもしれません。保健所の検査や医療機関への対応で混乱しているところへ、たくさんの家族が訪れたら施設はパニックです。家族には感染発生時の対応手順をお知らせして安心していただきましょう。

## ご家族向けの通知文をご希望の方は社員または代理店まで

#### 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江・佐伯 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

#### 担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会  
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル  
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882